

(設備改善費の給付)

第4条 設備改善費の給付は、給付を受けようとする者からの申請に基づき、業者への工事委託による現物で行うものとする。ただし、区長が特に必要があると認めるときは、現物給付に相当する金額を給付することができる。

2 前項の給付は、別表「基準額」欄に定める額を限度として行うものとし、当該工事委託費用から次条による費用負担額を控除した額を給付額とする。

(費用負担)

第5条 前条第1項本文の規定により設備改善費の給付を受けた者（以下「受給者」という。）またはその扶養義務者は、次の各号に定めるところにより、給付の対象とされた住宅設備の改善に要する費用の一部または全部として、当該各号に定める額を工事受託業者に直接支払わなければならない。

(1) 前条第2項により給付対象となる額に、支援要綱別表に定める所得区分による負担割合を乗じた額、ただし、同別表の月額負担上限額を超える場合はその額とする。

(2) 当該の工事委託費用が別表「基準額」を超えている場合は、その超えている額

(設備の管理等)

第6条 受給者およびその扶養義務者は、給付の対象とされた住宅設備を給付の目的に反して使用してはならない。

2 区長は、受給者またはその扶養義務者が前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の一部または全部を返還させることができる。

(介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者)

第7条 介護保険法に基づく住宅改修費の支給対象者が介護保険法の支給対象となる住宅改修を行う場合は、介護保険法に基づく住宅改修費の支給を受けてなお不足する部分のみ設備改修費の給付を受けることができる。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第3条・第4条）

種 目	対 象 者	基 準 額
中規模 改 修	学齡児以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	1,410,000円
屋内移動 設 備	学齡児以上で、上肢、下肢または体幹の障害を有する歩行不能な者で、かつ障害の程度が1級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者	機器本体付属器具 979,000円 設置費 353,000円
昇降機	6歳以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者	800,000円